

ミールシステム利用細則

千葉大学生生活協同組合

本細則は、「大学生協アプリ（公式）利用規約」の細則として「ミールシステム（通称：ミール）」について定めるものである。

（ミールシステムの定義）

- 第1条 ミールシステムとは、大学生協アプリ（公式）のミールシステム機能を通じて提供されるサービスである。（以下、ミールシステムによるサービスの享受を「ミールサービス利用」という）
- 2 千葉大学生生活協同組合（以下「生協」という）の組合員は、生協が指定した方法でミールシステムの利用を申し込み、生協が指定した利用金額（以下「ミールシステム代金」という）を支払い、大学生協アプリ（公式）を用いる事ことによって、ミールシステムを利用できる。（以下、ミールシステムを利用できる組合員を「ミールシステム利用組合員」という。）
 - 3 ミールシステム組合員は、生協の指定する食事、商品等（以下、「食事等」という）を利用できる。
 - 4 ミールシステムを利用できる期間は、生協が指定する。
 - 5 ミールシステムを利用できる食堂や店舗は、生協が指定する。（以下、利用できる職討や店舗を「指定食堂等」という。）
 - 6 ミールシステムを1日で利用できる金額は、生協が定める1日当たりの利用限度額の範囲内とする。ただし、超過金額が発生した場合は、ベースマネーと組み合わせた支払いができる。
 - 7 ミールシステムを利用できる回数は、生協が指定する。
 - 8 ミールシステムを利用できる時間帯は、指定食堂等の営業時間内とする。
 - 9 ミールシステム利用組合員がミールシステムを利用する際は、自身が所有するスマートフォン等にインストールされた大学生協アプリ（公式）を用いる。
 - 10 ミールシステム代金に対する利息は、発生しない。

（ミールシステムの形態・利用ルール）

- 第2条 ミールシステム代金の支払い方法は、生協への現金での支払もしくは生協が指定する金融口座への払込とする。
- 2 生協は、ミールシステム利用可能な「期間」「食事等」「指定食堂」を明示する。
 - 3 ミールシステム利用は、ミールシステム利用組合員本人による利用に限定される。他者との貸し借り、および、おごり行為を禁止する。
 - 4 生協は、ミールシステムの設定形態、限度額、などのルールに関して、別途「告示事項」・「同意事項」を通知する。

（ミールシステム利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等）

- 第3条 生協は、ミールシステム利用の期間、1日あたり利用限度額、および、ミールシステムで利用できる食事等を定める。
- 2 生協は、ミールシステム利用の期間、1日あたり利用限度額、および、ミールシステムで利用できる食事等を組合員に通知する。

（ミールシステムが利用できない場合）

第4条 組合員は、次の場合にはミールシステムが利用できないことをあらかじめ承諾することとする。

- ① 利用者が生協から脱退し、組合員でなくなった場合
- ② ミールシステム利用できる食事等以外の商品を購入する場合
- ③ ミールシステム利用期間でない場合
- ④ 1日あたり利用限度額を超え、かつベースマネーによる支払いを併用しない場合
- ⑤ 大学生協アプリ（公式）の利用・決済を一時停止している場合
- ⑥ 指定食堂等のミールシステムに関する端末機を使用できない場合
- ⑦ 本利用細則から著しく逸脱した行為により、組合員がミールシステム利用を停止されている場合
- ⑧ 不可抗力（天災、暴動、流行病、政府・自治体および大学の命令）などのやむを得ない事情により指定食堂等を閉店した場合
- ⑨ 組合員がスマートフォンを所持していない場合
- ⑩ 組合員の所持するスマートフォンに大学生協アプリ（公式）がインストールされていない場合

（届出事項の変更）

第5条 ミールシステム利用組合員は申し込み時に届け出た登録情報に変更が生じた場合、生協に対し所定の届出を遅滞なく行うものとする。

- 2 前項の届出を怠った場合に生じる一切の損害はミールシステム利用組合員が負担するものとする。

（ミールシステムの利用停止）

第6条 ミールシステム利用組合員が次のいずれかに該当した場合、生協は当該組合員のミールシステム利用を停止し、その機能を喪失できることを、組合員は承諾するものとする。

- ① 組合員資格を失った場合
- ② 申込時や届出変更時に虚偽の申告を行った場合および発覚した場合
- ③ 本細則第2条利用ルールに違反した場合
- ④ 「大学生協アプリ（公式）利用規約」に違反した場合

（ミールシステム利用時の返品および返金）

第7条 ミールシステムで購入した食事等の返品、および、返金は生協の過失による場合の他は受け付けないものとする。

- 2 第6条の場合において、利用可能額を生協に返還請求することはできないものとする。

（ミールシステム期間中の解約および解約に伴う返金）

第8条 ミールシステム利用組合員が、ミールシステム利用期間中において解約する場合は、以下の定めによることとする。

- ① 中途退学、休学、留学、長期入院などの理由によって1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合、もしくは生協がみとめた場合においては、生協は利用組合員から事前もしくは事後1年間以内の生協が指定する手続きによる申し出を受けて、該当期間内のミールシステム代金から、同期間内におけるミールシステム利用の累計額を差し引いた残額（以下、「未利用額」）を返金することとする。ここでいう事後とは、大学への通学ができなくなった時、もしくは生協が認めた時を基準とする。

- ② 本条①による場合も、ミールシステム利用の累計額がミールシステム代金を超えた場合、返金はないこととする。
- ③ 本条①の理由以外の中途解約の場合は、未利用額から、月割りで算出した3ヶ月分の金額を違約金として差し引いた金額を返金するものとする。ただし、差し引いた金額が月割りで算出した3ヶ月に満たない場合、返金はないものとする。
- ④ 本条①による返金はミールシステム利用組合員が、扶養者または保護者に服する子である場合は、親権者の了解を事前にとることを条件とする。

(ミールシステム利用期間終了後の未執行代金の返金)

第9条 ミールシステムの利用期間が終了した時点でミールシステム利用累計額がミールシステム代金に満たない場合、未利用額を返金する。未利用額が0円以下の場合、返金しない。

2 返金は生協が定めた方法で行う。その際に発生する手数料は返金対象の組合員が負担する。

(利用履歴の提供)

第10条 生協は、ミールシステムの利用履歴（以下、利用履歴という）の一部をミールシステム利用組合員にもしくはミールシステム利用組合員の親権者に提供する。

2 利用履歴とは、利用商品、利用の金額、入金額、電子マネー残高・ポイント付与履歴等を指す。

3 利用商品とは生協の店舗、食堂等においてPOSレジで精算された商品であり、その利用商品名はPOSレジに登録されているデータを指す。ただし、POSレジに当該商品のデータが登録されていない場合があることを利用者は予め承諾するものとする。

4 利用履歴は、生協が指定する電子媒体（生協のWebサイト「univcoopマイポータル」）によって提供し、その利用は、組合員が申し込みすることで提供される。

5 組合員は、利用履歴を扶養者または保護者に提供することを承諾したこととする。

6 生協は提供した利用履歴の不備などにより、組合員及び親権者に不利益が生じた場合であってもその損害を補償しない。

(利用履歴提供の終了・中止・変更)

第11条 生協は、組合員に告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止、もしくは内容の変更を行うことを、組合員は予め承諾するものとする。

2 前項により組合員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負わない。

3 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合がある。

- ① コンピュータシステムの保守点検
- ② システムの切り替えによる設備更新
- ③ 天災、災害による装置の故障
- ④ その他予期しない障害の発生

(改廃)

第12条 本規則の改廃は生協理事会が行い、組合員に通知する。

(施行)

第13条 本規則は2024年12月1日から施行する。

制定・改定年月日 2024年11月20日 制定